

地域公共交通確保維持改善事業について



① 地域公共交通協働トライアル推進事業の追加

- 都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画策定やバス等の運行への支援の特例措置※により、インセンティブを付与して後押しすることで、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指す。

※特例措置の例：地域公共交通網形成計画策定支援にかかる補助上限額の緩和、地域間幹線系統におけるいわゆる「みなし運行回数カット」の適用除外、フィーダー系統補助上限額の弾力的な運用など。

② 立地適正化計画作成の取組の推進

- 地域公共交通網形成計画等策定支援にかかる要件に、「立地適正化計画の作成を検討する」旨の要件を追加することにより、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するコンパクト・プラス・ネットワークの実現を図る。

③ 地域間幹線系統補助の制度見直し

- これまで事務連絡等により順次要請してきた「生産性向上の取組」について、フォローアップの手順※を整理し、交付要綱へ規定。

※フォローアップの手順：R2年度事業より収支改善目標、前年比1%以上改善を目指し、取組を実施。改善が認められなかった系統は関係者の協力により改善計画を策定、集中的取組期間を設け「生産性向上の取組」の実効性を高めるものに。

地域公共交通協働トライアル推進事業

趣旨

- 平成26年に改正された地域公共交通活性化再生法に基づき、市町村を中心に地域公共交通網形成計画の策定が進む(平成29年度末までに410件)一方で、都道府県の主導による交通圏全体を見据えた網形成計画の策定は、一部の先進的な地域に限られている。
- 地域公共交通を巡る環境が厳しさを増しているとともに、地域住民の広域的な移動ニーズ、災害の広域化、長大鉄道路線の廃止等を踏まえ、これまで以上に広域的な地域公共交通ネットワークが重要となっている。
- このため、都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画策定やバス等の運行への支援の特例措置により、インセンティブを付与して後押しすることで、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指す。

概要

1. 地域公共交通調査等事業の特例

○地域公共交通網形成計画の策定への支援について補助上限額を緩和

平成30年度	平成31年度～
補助率 1/2 (上限1,000万円)	都道府県及び複数の市町村を構成員に含む法定協議会 補助率 1/2 (上限1,500万円) (※) 上記以外(単独市町村等) 補助率 1/2 (上限500万円)

※以下の要件を満たす網形成計画の策定を支援。

- ①公共交通の利用者数、収支率に加え、広域移動手段の確保、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保等の観点からの目標値その他の定量的な目標値を記載
- ②交通圏全体で、利用者の利便性を向上し、効果的・効率的な地域公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通ネットワークの再構築や、地方公共団体と交通事業者との役割分担の見直しについて検討し、路線等ごとの役割や運営のあり方を明確に記載
- ③都道府県及び複数の市町村の協働に関わる、組織・体制、費用負担その他の具体的な事項を記載

⇒交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた計画を策定・推進

2. 地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統、地域内フィーダー系統)の特例

○1. の要件を満たす網形成計画を策定した法定協議会に対し、インセンティブを付与

(1) 地域内フィーダー系統

【原則】・**市町村毎に設定する補助上限額**の範囲内とする。

【特例】・3年間に限り、**網形成計画の対象区域内の複数の市町村について、市町村毎に設定する補助上限額(原則と同様)の合計額**の範囲内で、法定協議会に対し補助金を交付し、柔軟に配分。

<イメージ>

	原則			特例
	A市	B市	C町	交通圏(A市・B市・C町)
上限額	100	50	50	200
補助申請額	120	50	10	180
交付額	100	50	10	180

(2) 地域間幹線系統

・3年間に限り、みなし運行回数によるカット措置を適用除外とする。(過去に補助対象となっていない系統に限る。)

⇒複数市町村にまたがる交通圏全体を見据え、幹線交通とフィーダー交通との最適な組合せを柔軟に検証